

芦市環第 2 5 3 1 号

平成 27 年 2 月 20 日

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 川崎 博也 様

芦屋市長 山中 健



神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書に関する

環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日 通商産業省令第 54 号）第 14 条第 1 項の規定により平成 26 年 12 月 15 日付けで送付のあった標記の計画段階環境配慮書に係る意見照会について、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答する。

なお、本市以外からの意見についても、適切に対応されたい。

全体に係ること

- (1) 事業計画の決定にあたっては、新たに火力発電所を設置する理由や発電方法・発電出力等の検討経過を、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載するとともに、住民等関係者へ十分に説明するよう努めること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響評価項目を選定するとともに、既設製鉄所の縮小による負荷量の増減等の事業実施想定区域全体からの環境影響についても考慮し、適切な調査・予測及び評価の実施及び具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 計画段階配慮事項に係る総合評価において、煙突高さの複数案を検討した上で既設発電所の煙突と同じ高さである150mが適切であるとしているが、その検討過程や決定理由について、客観的に分かるよう方法書以降の図書に記載すること。
- (4) 災害対策について、災害時における環境影響を最小にとどめるよう対策を検討するとともに、その検討内容を方法書以降の図書に記載すること。

大気に係ること

- (1) 重金属類や硫黄酸化物等を含む排出ガスによる影響の最小化を図るため、採用可能な最新鋭のばい煙処理施設を導入すること。
- (2) 煙突高及び形状による影響の比較を行い、最大着地点における濃度予測のみならず、関係地方公共団体における濃度予測を明らかにし、方法書以降の図書に記載すること。
- (3) 本市に設置している大気汚染常時監視測定局においては、微小粒子状物質が環境基準を超過していることから、大気中の微小粒子状物質への影響について、環境影響評価の実施について検討すること。
- (4) 優先取組物質に指定されている水銀等の有害大気汚染物質については、排出状況の把握及び排出抑制等を検討し、その検討結果を方法書以降の図書に記載すること。

水質に係ること

- (1) 一般排水及び温排水について、環境影響を低減するよう検討を行い、その検討過程及びその検討結果を方法書以降の図書に記載すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場となっている芦屋川河口付近及び芦屋浜の生態系への温排水の影響について、環境影響評価を実施すること。

温室効果ガスに係ること

- (1) 施設の供用に伴う二酸化炭素総排出量が増加しないよう、事業計画の決定にあたり最良の発電技術を導入すること。

- (2) 施設の供用に伴う二酸化炭素の排出について、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量及び二酸化炭素総排出量を明らかにすること。
- (3) 施設の供用に伴う二酸化炭素の排出について、国の目標・計画と整合を図り、その目標達成のための内容及び手段を方法書以降の図書に記載すること。
- (4) 二酸化炭素総排出量をより低減するため、地域での具体的な削減対策も検討すること。

以上

芦市環第1849号
平成27年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

芦屋市長 山中 健



株式会社神戸製鋼所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）

環境影響評価法第10条第2項の規定により、平成27年7月3日付け（水大第121
6号）で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

全体に係ること

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を明確にし、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載するとともに、住民等関係者へ十分に説明するよう努めること。特に説明会の開催にあたっては、日時等、多くの方が参加できるよう配慮すること。また、準備書以降の図書等の公表にあたっては、ホームページからのダウンロード等を含め、利便性を考慮し改善すること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の意見を基に、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響評価項目を選定するとともに、方法書に記載されている内容を検証したうえで、必要に応じて見直すこと。また、見直す際は準備書においてその内容と理由を明確に記載すること。
- (3) 災害対策について、災害時における環境影響を最小にとどめるよう対策を検討するとともに、その検討内容を準備書以降の図書に記載すること。

大気に係ること

- (1) 大気汚染物質について、最大着地点における濃度予測のみならず、関係地方公共団体における濃度予測を明らかにし、環境影響評価を実施すること。
- (2) 本市に設置している大気汚染常時監視測定局においては、微小粒子状物質が環境基準を超過していることから、大気中の微小粒子状物質への影響について、環境影響評価の実施を検討すること。
- (3) 優先取組物質に指定されている水銀等の有害大気汚染物質については、排出状況の把握及び排出抑制等を検討したうえで環境影響評価を実施すること。また、評価を行った石炭性状についても準備書に記載すること。

水質に係ること

- (1) 一般排水及び温排水について、環境影響を低減するよう検討すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場となっている芦屋川河口付近及び芦屋浜の生態系への温排水の影響について、環境影響評価を実施すること。

温室効果ガスに係ること

- (1) 平成 27 年 7 月 17 日に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表されたが、施設の供用に伴う二酸化炭素の排出について、国の目標・計画と整合性を確保するため、二酸化炭素排出削減に取り組むための内容及び手段を準備書以降の図書に記載

すること。

- (2) 二酸化炭素総排出量をより低減するため、地域での具体的な削減対策について検討した内容を準備書以降の図書に記載すること。
- (3) 二酸化炭素回収・貯留（CCS）の導入に向けて、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、二酸化炭素分離回収設備に関して検討すること。

以 上